

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第37号）（行財政局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し、水道事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び 市長の所管に属する 教育機関の職員	人 8,962	人 8,863	人 △99
監査委員の事務部局 の職員	25	27	2
教育委員会の事務部 局及び教育委員会の 所管に属する教育機 関の職員	2,461 〔うち校長及び 教員950人〕	2,396 〔うち校長及び 教員948人〕	△65 〔うち校長及び 教員△2人〕
消 防 職 員	1,940	1,929	△11
公 営 企 業 の 職 員 水道事業（公共下水 道事業を含む。）	1,551	1,514	△37
職 員 の 定 数	16,535	16,325	△210

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第37号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「8,962人」を「8,863人」に改め、同項第4号中「25人」を「27人」に改め、同項第5号中「2,461人」を「2,396人」に、「950人」を「948人」に改め、同項第8号中「1,940人」を「1,929人」に改め、同項第9号イ中「1,551人」を「1,514人」に改め、同項中「16,535人」を「16,325人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)